拡張準備金ヲ積立テタル金額ヲ限度トシ仮表ヲ以テ株主ニ
割当ツル無償新株ノ発行ヲ為スコトヲ得
第十五条　株券ハ之ヲ記名式トシ株主ニ対スル通知又ハ催告ハ株券ニ記載シタル住所ニ宛テ之ヲ発スルモノトス
株券ノ名義書換ニ付テハ株主ノ請求ニ依リ取締役会ノ定ムル手数料ヲ徴収スルコトヲ得
第十六条　株券ノ分割又ハ併合ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第十七条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第十八条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第十九条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二十条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二十一条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二十二条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二十四条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二十五条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二十六条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二十八条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二十九条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第三十条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三十一条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第三十二条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第三十四条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第三十六条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三十七条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第三十八条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三十九条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第四十条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第四十一条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第四十二条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第四十三条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第四十四条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第四十五条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第四十六条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第四十七条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第四十八条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第四十九条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第五十条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第五十一条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第五十二条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第五十三条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第五十四条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第五十五条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第五十六条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第五十七条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第五十八条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第六十条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第六十二条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第六十三条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第六十四条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第六十五条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第六十六条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第六十七条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第六十八条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第六十九条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第七十条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第七十一条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第七十二条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第七十三条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第七十四条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第七十五条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第七十六条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第七十七条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第七十八条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第七十九条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第八十条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第八十一条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第八十二条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第八十三条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第八十四条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第八十五条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第八十六条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第八十七条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第八十八条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第八十九条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第九十条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第九十一条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第九十二条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第九十三条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第九十四条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第九十五条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第九十六条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第九十七条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第九十八条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第九十九条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百一条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百二条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百三条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百四条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百五条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百六条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百七条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百八条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百九条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百十条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百十一条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百十二条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百十三条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百十四条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百十五条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百十六条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百十七条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百十八条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百十九条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百二十条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百二十一条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百二十二条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百二十三条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百二十四条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百二十五条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百二十六条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百二十七条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百二十八条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百二十九条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百三十条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百三十一条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百三十二条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百三十三条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百三十四条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百三十五条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百三十六条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百三十七条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百三十八条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百三十九条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百四十条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百四十一条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百四十二条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百四十三条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百四十四条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百四十五条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百四十六条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百四十七条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百四十八条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百四十九条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百五十条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百五十一条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百五十二条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百五十三条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百五十四条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百五十五条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百五十六条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百五十七条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百五十八条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百五十九条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百六十条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百六十一条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百六十二条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百六十三条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百六十四条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百六十五条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百六十六条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百六十七条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百六十八条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百六十九条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百七十条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百七十一条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百七十二条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百七十三条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百七十四条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百七十五条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百七十六条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百七十七条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百七十八条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百七十九条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百八十条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百八十一条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百八十二条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百八十三条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百八十四条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百八十五条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百八十六条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百八十七条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百八十八条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百八十九条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百九十条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百九十一条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百九十二条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百九十三条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百九十四条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百九十五条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百九十六条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百九十七条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第百九十八条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百九十九条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百一条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百二条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百三条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百四条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百五条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百六条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百七条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百八条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百九条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百十条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百十一条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百十二条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百十三条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百十四条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百十五条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百十六条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百十七条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百十八条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百十九条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百二十条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百二十一条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百二十二条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百二十三条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百二十四条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百二十五条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百二十六条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百二十七条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百二十八条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百二十九条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百三十条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百三十一条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百三十二条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百三十三条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百三十四条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百三十五条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百三十六条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百三十七条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百三十八条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百三十九条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百四十条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百四十一条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百四十二条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百四十三条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百四十四条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百四十五条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百四十六条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百四十七条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百四十八条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百四十九条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百五十条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百五十一条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百五十二条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百五十三条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百五十四条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百五十五条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百五十六条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百五十七条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百五十八条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百五十九条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百六十条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百六十一条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百六十二条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百六十三条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百六十四条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百六十五条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百六十六条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百六十七条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百六十八条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百六十九条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百七十条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百七十一条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百七十二条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百七十三条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百七十四条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百七十五条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百七十六条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百七十七条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百七十八条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百七十九条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百八十条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百八十一条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百八十二条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百八十三条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百八十四条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百八十五条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百八十六条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百八十七条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百八十八条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百八十九条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百九十条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百九十一条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百九十二条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百九十三条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百九十四条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百九十五条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百九十六条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百九十七条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第二百九十八条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百九十九条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第三百条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三百一条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第三百二条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三百三条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第三百四条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三百五条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第三百六条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三百七条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第三百八条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三百九条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第三百十条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三百十一条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第三百十二条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三百十三条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第三百十四条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三百十五条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第三百十六条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三百十七条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第三百十八条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三百十九条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第三百二十条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三百二十一条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第三百二十二条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三百二十三条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第三百二十四条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三百二十五条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第三百二十六条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三百二十七条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第三百二十八条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三百二十九条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第三百三十条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三百三十一条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第三百三十二条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三百三十三条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第三百三十四条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三百三十五条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第三百三十六条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三百三十七条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第三百三十八条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三百三十九条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第三百四十条　株券ニ関スル手数料ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三百四十一条　株券ノ再発行ニ関スル事項ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第三百四十二条　株券